

# 太陽光発電施設の設置に伴う担当部局確認表

申請者

連絡先

申請場所

確認者

場所	関係法令	主な手続きの概要	担当課	確認日	担当者	事前協議の実施																														
分庁舎2階	国土利用計画法	<p>売買などにより一定面積以上の土地の権利を取得した場合、利用目的(太陽光発電施設の設置)等について、契約締結日から2週間以内に、土地の所在する市町村長への届出が必要となる。</p> <p>1 届出が必要な面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域:2,000㎡以上</li> <li>・市街化区域以外の都市計画区域:5,000㎡以上</li> <li>・都市計画区域以外の区域:10,000㎡以上</li> </ul> <p>2 届出の必要な取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売買</li> <li>・一時金を伴う地上権、賃借権の譲渡又は設定等</li> </ul> <p>3 届出のされた利用目的について、土地利用に関する計画への不適合などが認められる場合、市町村長が、勧告や助言を行う場合がある。</p>		/		必要・不要																														
	茨城県景観形成条例	<p>条例に定める大規模行為については、良好な景観の形成に大きな影響を及ぼすことから、当該行為に着手する30日前までに知事への届出が必要となる。</p> <p>1 届出が必要な行為(大規模行為)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">行為の区分</th> <th colspan="3">規模</th> </tr> <tr> <th colspan="2">都市計画区域内</th> <th>都市計画区域外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建築物</td> <td>用途地域</td> <td>非用途地域</td> <td rowspan="2">高さ15m超</td> </tr> <tr> <td>高さ31m超</td> <td>高さ20m超</td> </tr> <tr> <td colspan="4">高さ9m超、かつ、延床面積2,000㎡超</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工作物</td> <td>よう壁</td> <td>よう壁以外</td> <td rowspan="2">高さ15m超</td> </tr> <tr> <td>高さ5m超</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土地の形質の変更</td> <td colspan="2">都市計画区域内</td> <td>都市計画区域外</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更に係る面積15,000㎡以上</li> <li>・変更に伴い生じるのり面・よう壁が高さ5m超、かつ、長さ10m以上のもので、変更に係る面積3,000㎡以上</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更に係る面積50,000㎡以上</li> <li>・変更に伴い生じるのり面・よう壁が高さ5m超、かつ、長さ10m以上のもので、変更に係る面積5,000㎡以上</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 届出の内容について、知事が、条例により定めた景観形成規準に基づき、助言及び指導、勧告等を行う場合がある。</p>	行為の区分	規模			都市計画区域内		都市計画区域外	建築物	用途地域	非用途地域	高さ15m超	高さ31m超	高さ20m超	高さ9m超、かつ、延床面積2,000㎡超				工作物	よう壁	よう壁以外	高さ15m超	高さ5m超		土地の形質の変更	都市計画区域内		都市計画区域外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更に係る面積15,000㎡以上</li> <li>・変更に伴い生じるのり面・よう壁が高さ5m超、かつ、長さ10m以上のもので、変更に係る面積3,000㎡以上</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更に係る面積50,000㎡以上</li> <li>・変更に伴い生じるのり面・よう壁が高さ5m超、かつ、長さ10m以上のもので、変更に係る面積5,000㎡以上</li> </ul>	都市計画課	/		必要・不要
	行為の区分	規模																																		
都市計画区域内		都市計画区域外																																		
建築物	用途地域	非用途地域	高さ15m超																																	
	高さ31m超	高さ20m超																																		
高さ9m超、かつ、延床面積2,000㎡超																																				
工作物	よう壁	よう壁以外	高さ15m超																																	
	高さ5m超																																			
土地の形質の変更	都市計画区域内		都市計画区域外																																	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更に係る面積15,000㎡以上</li> <li>・変更に伴い生じるのり面・よう壁が高さ5m超、かつ、長さ10m以上のもので、変更に係る面積3,000㎡以上</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更に係る面積50,000㎡以上</li> <li>・変更に伴い生じるのり面・よう壁が高さ5m超、かつ、長さ10m以上のもので、変更に係る面積5,000㎡以上</li> </ul>																																	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	<p>特定建設資材を用いた対象建設工事(工作物に関する工事(土木工事等)、請負金額500万円以上)を行う発注者は、工事着手7日前までに知事(又は特定行政庁である市の長)に届出が必要となる。</p>	建築指導課	/		必要・不要																															
本庁舎	首都圏近郊緑地保全法	<p>近郊緑地保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事への届出が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築</li> <li>・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更</li> <li>・木竹の伐採</li> <li>・水面の埋立て又は干拓</li> <li>・当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの</li> </ul> <p>知事は、届出のあった場合において、保全のため必要があるときは、必要な助言又は勧告をすることができる。</p> <p>なお、届出の受理については、対象地域の市町へ権限移譲を行っている。</p>	水とみどりの課	/		必要・不要																														
	工場立地法	<p>メガソーラー等の太陽光発電施設の設置は、工場立地法第6条による届出対象外。(ただし、工場立地法の届出対象である特定工場の敷地内に設置する場合は、工場立地法第8条による変更の届出が必要となる場合がある。)</p>	産業振興課	/		必要・不要																														
	取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	<p>土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積について、埋立て等の区域面積が300㎡以上となる場合は許可申請が必要となる。ただし、以下については条例の適用除外となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成等を行う土地の区域内で発生した土砂等のみを用いた土地の埋立て等</li> <li>・国又は地方公共団体が行う土地の埋立て等</li> <li>・採石法、砂利採取法及び廃棄物処理法での許認可等を受けた土地の埋立て等</li> </ul>	環境対策課	/	※5,000㎡以上の場合には、県廃棄物対策課 不法投棄対策室 (029-301-3033)	必要・不要																														

(裏面につづく)

場所	関係法令	主な手続きの概要	担当課	確認日	担当者	事前協議の実施
藤代庁舎	森林法 (第10条の2) 開発行為の許可 森林法細則(第10条) 開発行為の通知	1haを超える地域森林計画対象民有林(5条森林)において開発行為をしようとする者は、知事(移譲市においては市長)の許可が必要となる。森林には、木材の生産のほか、災害の防止、水資源の涵養など、様々な機能がある。こうした機能を持つ森林が無秩序に開発されるのを防止するため、森林を開発する場合には、事前に許可が必要となっている。これを「林地開発許可制度」といい、開発によって失われる森林の機能のうち、以下の4つの機能の低下が最小限になるように、規制を設けている。 1 災害の防止:開発により、土砂の流出又は崩壊などの災害を発生させるおそれはないか。 2 水害の防止:開発により、水害を発生させるおそれはないか。 3 水の確保:開発により、水の確保に著しい支障をもたらすおそれはないか。 4 環境の保全:開発により、周辺地域の環境を著しく悪化させるおそれはないか。		/		必要・不要
	森林法 (第10条の8) 伐採及び伐採後の造林の届出	地域森林計画対象民有林(5条森林)において立木を伐採する場合、伐採を行う森林の所在する市町村長へ、「伐採及び伐採後の造林届出書」を伐採を開始する日の30日前までに提出する必要がある。 ※森林以外の用途への転用を行うもので、開発に係る面積が1haを超える場合(1ha以下の開発を行った後に、引き続いて隣接する森林において一体性を有する開発を行い、全体で1haを超える場合も含む。)には、開発行為の許可が必要	農政課	/		必要・不要
	森林法 (第10条の7の2) 森林の土地の所有者となった旨の届出等	新たに森林の土地の所有者となった者は、土地の所有者となった90日以内に、取得した土地がある市町村長への届出が必要となる。		/		必要・不要
	農業振興地域の整備に関する法律 (農振法)	農用地区域に発電設備を設置する場合、あらかじめ農用地区域から除外する必要がある。 除外は、農地転用許可見込みがあることを前提として、除外の要件を全て満たす場合に限り得る。		/		必要・不要
	農地法	農地又は採草放牧地に発電設備を設置する場合、あらかじめ知事又は指定市町村長の許可が必要となる。 ・集団的優良農地については、原則不許可である。 ・市街化区域内の農地又は採草放牧地に発電設備を設置する場合、市町村農業委員会への届出が必要となる。 ・転用する農地の面積が4ha超の場合は、農林水産大臣との協議を要する。	農業委員会	/		必要・不要
外部	文化財保護法	古墳・城跡等の遺跡、庭園・海浜等の名勝地、動物・植物・地質鉱物等で歴史的・学術的に価値が高いものは、文化財保護法又は各地方公共団体の条例により、「史跡名勝天然記念物」に指定されている。指定された史跡名勝天然記念物について建築・土木工事等により現状変更をする場合又はその保存に影響が及ぶ場合は、事前に文化庁長官又は県・市町の教育委員会の許可が必要となる。工事内容や場所により申請先が異なるので、計画段階で埋蔵文化財センター等へ要確認		/		必要・不要
	文化財保護法	埋蔵文化財とは、地中に埋もれている文化財のことであり、それを包蔵している土地のことを埋蔵文化財包蔵地(遺跡)と呼んでいる。文化財保護法では周知の「埋蔵文化財包蔵地」の範囲内で建築・土木工事等を行う場合の事前届出等の手続き及び工事中に遺跡を発見した場合の届出等の手続きを定めている。周知の埋蔵文化財包蔵地の状況及び工事内容によっては、記録保存のための本発掘調査が必要となる場合があるので、工事計画段階から情報提供願いたい。	埋蔵文化財センター	/		必要・不要
	茨城県文化財保護条例	古墳・城跡等の遺跡、庭園・海浜等の名勝地、動物・植物・地質鉱物等で歴史的・学術的に価値が高いものは、文化財保護法又は各地方公共団体の条例により、「史跡名勝天然記念物」に指定されている。指定された史跡名勝天然記念物について建築・土木工事等により現状変更をする場合又はその保存に影響が及ぶ場合は、事前に文化庁長官又は県・市町の教育委員会の許可が必要となる。工事内容や場所により申請先が異なるので、計画段階で埋蔵文化財センター等へ要確認		/		必要・不要